

入間市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現 行
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当_____、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当を除いたものとする。</p> <p>第15条 削除</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>宿日直手当</u>、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当を除いたものとする。</p> <p><u>(宿日直手当)</u></p> <p>第15条 <u>宿直又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、7,400円を宿日直手当として支給する。</u></p> <p>2 <u>宿直又は日直勤務を命ぜられた職員のうち、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日に宿直又は日直勤務を命ぜられた職員には、前項で定める額に、その勤務1回について3,000円を加算した額を支給する。</u></p> <p>3 <u>前二項の勤務は、第11条、第12条第2項及び第13条の勤務には含まれないものとする。</u></p>

入間市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現 行
<p>(給与の種類及び基準)</p> <p>第3条 技能労務職員の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当_____、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(給与の種類及び基準)</p> <p>第3条 技能労務職員の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当、<u>宿日直手当</u>、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>2～4 略</p>

入間市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改正案	現 行
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p>

<p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u> </u>、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>第12条 削除</p>	<p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>宿日直手当</u>、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p><u>（宿日直手当）</u></p> <p>第12条 <u>宿日直手当は、宿日直勤務を命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。</u></p> <p>2 略</p>
---	--

入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例新旧対照表（第4条関係）

改正案	現 行
<p><u>（正規の勤務時間以外の時間における勤務）</u></p> <p>第8条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が<u>育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において勤務をすることを命ずることができる。</u></p> <p>2 前項に規定するもののほか、同項に規定する<u>正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p><u>（正規の勤務時間以外の時間における勤務）</u></p> <p>第8条 任命権者は、市長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が<u>育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。</u></p> <p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、<u>正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずること</u></p>

(特別休暇)

第14条 略

2 職員は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める期間、特別休暇を受けることができる。

(1)～(6) 略

(7) 生後1年3月に達しない子を育てる場合
1日2回それぞれ30分間(男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

(8)～(22) 略

ができる。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

(特別休暇)

第14条 略

2 職員は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める期間、特別休暇を受けることができる。

(1)～(6) 略

(7) 生後1年3月に達しない子を育てる場合
1日2回それぞれ30分間(男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法_____第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

(8)～(22) 略